

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

なお、本件工事は契約締結後、労働者確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事です。

本件は、下記「1-1 工事の名称」に示す 3 件の工事（以下「対象工事」という。）を対象として、以下のとおり落札予定者の決定手続きを行う調達である。

①対象工事の落札予定者の決定は、下記「1-1 工事の名称」に示すⅠからⅢの順番で行い、二番目以降に開札する工事の落札予定者の決定手続きは、当該工事の前に開札した工事の落札予定者の決定後又は不成立若しくは不落札の確定後に行う。

②対象工事のうち下記「1-1 工事の名称」のⅠの工事については、契約制限価格の制限の範囲内において有効な入札をした者のうち最低の入札価格により入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札予定者とする。

③Ⅰの工事を除く対象工事については、落札予定者の決定に先立ち、最低価格入札者に対し、特記仕様書で定める技術者の配置等の施工体制確保の可否について確認を行い、可能であることが確認できた場合に落札予定者として順次決定する。

④上記③の可否確認の結果、技術者の配置等の施工体制確保が不可能であった場合は、その時点において、当該入札者が既に落札者又は落札予定者として決定している工事に係る入札を除き、当該入札を無効としたうえで、最低価格入札者の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以降同様とする。

⑤上記④により入札を無効とした場合において、当該入札者に対しては、入札無効以外の不利益措置は講じない。

⑥落札予定者の決定後、下記「5. 入札・開札に関する事項」中「5-1 入札・開札執行」(7)に示す低入札価格調査等により、当該落札予定者のした入札が無効となった工事がある場合は、当該工事について、最低価格入札者の次順位者に対して、上記③の「技術者の配置等の施工体制確保の可否についての確認」等の手続きを行う。

なお、この手続きは、上記②及び③により決定した全ての落札予定者につき、「落札者決定」又は「落札予定者の入札無効」が確定した後、上記①に定める順番に行うこととし、以降の手続きにおいて落札予定者の入札が無効となった場合も同様とする。

⑦入札者は、対象工事のうち複数の工事の落札者となることができる。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	Ⅰ 関東支社管内（東北道）標識設置工事 Ⅱ 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事 Ⅲ 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事
1-2 工事場所	Ⅰ 関東支社管内（東北道）標識設置工事 東北自動車道（那須管理事務所管内） 自）栃木県宇都宮市徳次郎町 至）福島県西白河郡西郷村大字小田倉

	<p>東北自動車道（宇都宮管理事務所管内）</p> <p>自）栃木県佐野市西浦町</p> <p>至）栃木県宇都宮市徳次郎町</p> <p>東北自動車道（加須管理事務所管内）</p> <p>自）埼玉県川口市西新井宿</p> <p>至）栃木県佐野市西浦町</p> <p>北関東自動車道（宇都宮管理事務所管内）</p> <p>自）群馬県太田市東今泉町</p> <p>至）栃木県栃木市岩舟町</p> <p>北関東自動車道（宇都宮管理事務所管内）</p> <p>自）栃木県栃木市都賀町</p> <p>至）茨城県桜川市長方</p> <p>首都圏中央連絡自動車道（加須管理事務所管内）</p> <p>自）埼玉県比企郡川島町平沼</p> <p>至）茨城県常総市三坂町</p> <p>Ⅱ 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事</p> <p>東京外環自動車道（三郷管理事務所管内）</p> <p>自）東京都練馬区大泉町</p> <p>至）埼玉県三郷市鷹野</p> <p>常磐自動車道（谷和原管理事務所管内）</p> <p>自）埼玉県三郷市番匠免</p> <p>至）茨城県笠間市大字押辺</p> <p>首都圏中央連絡自動車道（谷和原管理事務所管内）</p> <p>自）茨城県常総市三坂町</p> <p>至）千葉県香取郡神崎町松崎</p> <p>Ⅲ 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p> <p>関越自動車道</p> <p>自）東京都練馬区三原台</p> <p>至）埼玉県本庄市児玉町下浅見</p> <p>首都圏中央連絡自動車道</p> <p>自）東京都あきる野市牛沼</p> <p>至）埼玉県川島町大字平沼</p>
1-3 工事種別	道路付属物工事
1-4 工事概要	<p>Ⅰ 関東支社管内（東北道）標識設置工事</p> <p>本工事は、那須管理事務所、宇都宮管理事務所及び加須管理事務所管内の標識ナンバリング化に伴い、既設案内標識の板取替、当て板施工等を行うものである。</p> <p>Ⅱ 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事</p> <p>本工事は、三郷管理事務所及び谷和原管理事務所管内の標識ナンバリング化に伴い、既設案内標識の板取替、当て板施工等を行うものである。</p> <p>Ⅲ 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p> <p>本工事は、所沢管理事務所管内の標識ナンバリング化に伴い、既設案内標識の板取</p>

	替、当て板施工等を行うものである。
1-5 工期	I・II 契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から 900 日間 III 契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から 750 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項-②-イ) に該当するため
2-2 指名通知の日	平成 30 年 9 月 28 日
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年度細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「道路付属物工事」にかかる東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」を有していること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号）」に基づき、「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成 15 年度以降に、元請として完成及び引き渡し完了した次に掲げる施工実績を有すること。</p> <p>a) 標識工事</p> <p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止め又は路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。）</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績でないこと。</p> <p>(6) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。</p> <p>I 関東支社管内（東北道）標識設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（那須管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（宇都宮管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（加須管理事務所）

	<p>(受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング)</p> <p>II 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（三郷管理事務所） (受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング) ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（谷和原管理事務所） (受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング) <p>III 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（所沢管理事務所） (受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング) <p>(7) 平成 28・29 年度における「防護さく工事」、「遮音壁工事」、「標識工事」、「トンネル内装工事」及び「道路補修工事」の工事成績評定点合計の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。</p> <p>(8) 指名通知の日において、地域 3（関東支社が所掌する区域）に本店、支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。または、NEXCO 東日本関東支社において、上記（5）a)の施工実績を有すること。</p> <p>(9) 選定された者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (当社の知る範囲において、下記に適合する者をそれぞれ抽選により選定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
--	---

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

<p>3-1 非指名者の競争参加資格</p>	<p>非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は本件競争入札に参加することができる。ただし、指名基準(5)の同種工事の施工実績については、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>なお、指名基準(5)の同種工事の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(7)を満たす者 ②NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)及び(5)から(7)を満たす者 ③審査基準日（「3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1) に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。
<p>3-2 競争参加に必要な条件</p>	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《①, ②の者ともに必要》 なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者</p>

	<p>決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3）」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。</p> <p>競争参加資格確認結果通知予定：平成 30 年 10 月 31 日（水）</p> <p>(2) 開札執行の日において工事種別「道路付属物工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」を有していること。《②の者のみ必要》</p>
3-3 契約図書の配布方法等	<p>配布期間：平成 30 年 9 月 28 日（金）～10 月 22 日（月）</p> <p>配布方法：標準契約書案【土木工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事（土木・施設）共通》、その他必要な設計図書等（金抜設計書、特記仕様書、その他入札関係書類）は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>（標準契約書案・入札者に対する指示書等）</p> <p>http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>（設計図書等）</p> <p>http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
3-4 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 《①, ②の者ともに必要》</p> <p>作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり</p> <p>提出期限：平成 30 年 10 月 22 日（月） 16:00</p> <p>提出場所：提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 （電話番号）048-631-0020</p> <p>提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）【正 1 部、副 1 部】</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 <u>《【要注意】②の者のみ必要》</u></p> <p>作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 29・30 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 （http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/）</p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 （電話番号）03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着） 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕</p>

4. 競争参加資格に関する事項

4-1 施工（調査等）管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当</p>
----------------------------------	--

	<p>該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工（調査等）管理業務の受注者</p> <p>I 関東支社管内（東北道）標識設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（那須管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（宇都宮管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（加須管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） <p>II 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（三郷管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（谷和原管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） <p>III 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（所沢管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）
<p>4-2 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）

	<p>が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合</p> <p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>【役員 の 定義】</p> <p>① 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）</p> <p>② 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員</p> <p>③ 組合の理事</p> <p>④ ①から③に準ずる者</p> <p>【管財人の定義】</p> <p>民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
<p>4-3 競争参加資格に関する留意事項</p>	<p>本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工（調査等）管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>

5. 入札・開札に関する事項

<p>5-1 入札・開札執行</p>	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：平成 30 年 11 月 12 日（月）16：00</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：</p> <p>I 関東支社管内（東北道）標識設置工事 平成 30 年 11 月 13 日（火） 9：30</p> <p>II 関東支社管内（外環・常磐地区）標識設置工事 平成 30 年 11 月 13 日（火） 10：30</p> <p>III 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p>
--------------------	--

	<p>平成 30 年 11 月 13 日（火） 11 : 30</p> <p>開札場所：NEXCO 東日本 関東支社 入札室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>自動落札方式</p> <p>(6) 単価表の提出及び確認</p> <p>当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。</p> <p>単価表は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、Microsoft Excel により作成することとし、次に示す通り各媒体ごとに 1 部ずつ提出するものとする。</p> <p>①単価表データを保存した CD-R</p> <p>②単価表データを出力した書面</p> <p>提出された単価表は、返却しない。</p> <p>(7) 低入札価格調査</p> <p>本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。</p>
--	---

6. その他の事項

6-1 質問の受付	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：指名通知の日から平成 30 年 10 月 29 日（月） 16 : 00 まで</p> <p>②受付場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>③受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便により提出（受付期間内必着）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く）</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件</p>
-----------	--

	<p>公告名」の「備考」に掲載する (http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/) (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 (http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html)</p>																								
6-2 その他	<p>(1) 入札保証：不要 (2) 契約保証：必要 入札者に対する指示書 [29] 参照のこと。 (3) 契約書の作成：必要 入札者に対する指示書 [30] 参照のこと。 (4) 入札の無効 入札者に対する指示書 [27] に該当する入札は無効とする。 (5) 支払条件 前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」 「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 部分払：「有」 請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払いの請求をすることができる。 (6) 支払限度額の比率 請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。</p> <p>I 関東支社管内 (東北道) 標識設置工事</p> <table border="1" data-bbox="507 1328 815 1503"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 関東支社管内 (外環・常磐地区) 標識設置工事</p> <table border="1" data-bbox="507 1565 815 1740"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>III 関越自動車道 所沢管理事務所管内標識設置工事</p> <table border="1" data-bbox="507 1803 815 1977"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) スライド条項の適用 請負契約書第 25 条第 5 項 (単品スライド) 及び第 6 項 (インフレスライド) に</p>	年度	比率	平成 30 年度	20%	平成 31 年度	80%	平成 32 年度	0%	年度	比率	平成 30 年度	20%	平成 31 年度	80%	平成 32 年度	0%	年度	比率	平成 30 年度	20%	平成 31 年度	80%	平成 32 年度	0%
年度	比率																								
平成 30 年度	20%																								
平成 31 年度	80%																								
平成 32 年度	0%																								
年度	比率																								
平成 30 年度	20%																								
平成 31 年度	80%																								
平成 32 年度	0%																								
年度	比率																								
平成 30 年度	20%																								
平成 31 年度	80%																								
平成 32 年度	0%																								

	ついて適用する。 (8) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できる者であること。
--	---

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。

拡大型指名競争入札方式について

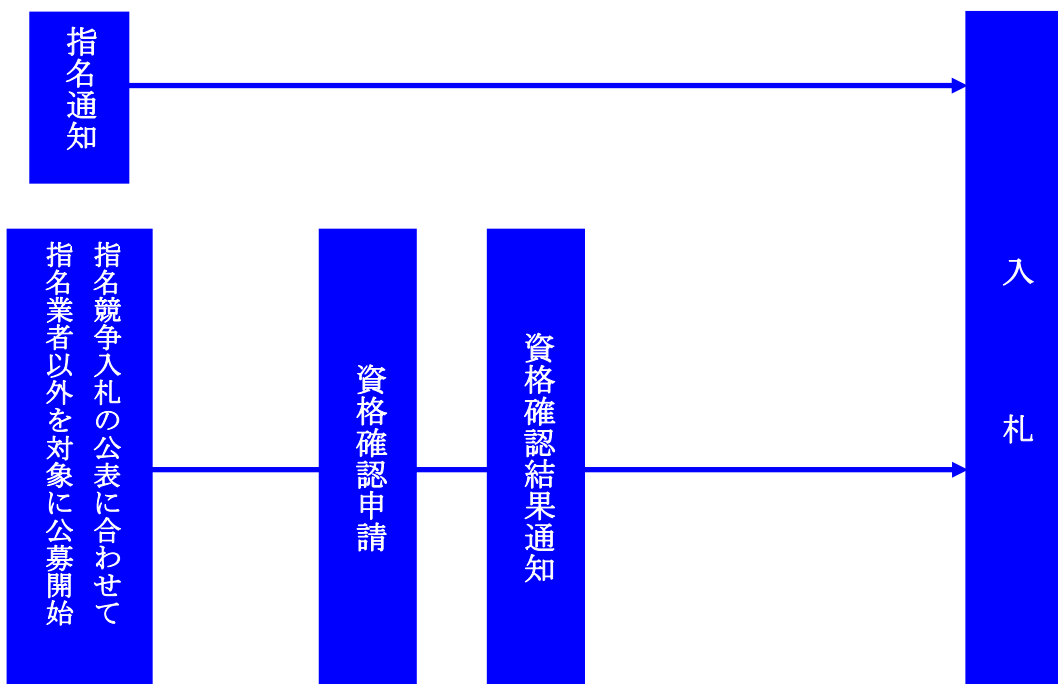
○ 概要

拡大型指名競争入札方式は、公募を併用した指名競争入札方式であり、当社に資格登録している有資格者で、当社が設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、入札参加を認めるものです。

○ 目的

入札不調となる恐れの高い工事については、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、競争性の拡大を図り、調達の実実性を高めるため行うものです。

○ 手続きの流れ



※なお、平成 29・30 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに、必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。

※指名業者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず、本件工事における配置技術者に必要とされる資格及び工事実績は、特記仕様書に記載しておりますのでご確認の上入札に参加下さいますようお願いいたします。